歯科社保情報

新たな大臼歯 CAD/CAM 冠用材料が保険収載

CAD/CAM 冠の適用範囲拡大

11 月 22 日の中医協総会で「松風ブロック　PEEK」（株式会社 ULTI-Medical）が 12 月 1 日付けで保険収載することが了承されました。以下、解説します。

保険点数

項　目	点　数
大臼歯・単冠 CAD/CAM 冠用材料（Ⅴ）	1,815 点（技術料 1,200 点＋材料料 615 点）
歯冠形成	生 PZ　796 点 / 失 PZ　636 点
支台築造	（製作方法・材料による）
連合印象	64 点
咬合採得	18 点
装着料	90 点（装着料　45 点＋内面処理加算１　45 点）
装着材料料	17 点（接着性レジンセメント）
クラウン・ブリッジ維持管理料	100 点

○材　料

松風ブロック　PEEK は、従来の CAD/CAM 冠用材料と異なる素材を使用し、「力が加わった際にたわみやすく破折しにくい」材料として保険収載され、保険償還価格は、6,150 円です。素材および機能が異なるため、新しく CAD/CAM 冠用材料（Ⅴ）が新設され、機能区分の定義も追加されました。

適用部位は、大臼歯（上下顎６・７・８番）で、材料区分は、「CAD/CAM 冠用材料（Ⅴ）」（材料（Ⅴ））となります。材料（Ⅴ）は、これまでの大臼歯用の材料（Ⅲ）と異なり、「上下顎左右の７番の残存」「金属アレルギー患者の場合」といった使用にあたっての要件・制限はありません。

新素材は、現時点では CAD/CAM 冠のみとして保険収載され、CAD/CAM インレーには使用できません。

材料（Ⅴ）を使用する場合、「サンドブラスト処理及びプライマー処理を行い」と内面処理をすることが必要となります。処理方法が指定されているため注意が必要です。

○装着料の内面処理加算１の算定

装着には、「歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い接着性レジンセメントを用いて装着すること」と内面処理とその方法が要件とされているので注意が必要です。

○クラウン・ブリッジ維持管理料の算定

CAD/CAM 冠の材料（V）を使用した場合、クラウン・ブリッジ維持管理料が算定できます。ただし、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対して使用した場合は算定できません。

レセプト記載

「歯冠修復及び欠損補綴」欄の「その他」欄に「歯CAD（V）1,815点×回数」と記載。

施設基準

・従来からCAD/CAM冠作製にあたっては厚生局への届け出が必要。なお、すでにCAD/CAM冠の届出をされている医療機関については、再度の届出は不要。

・CAD/CAM冠用材料（V）を大臼歯に使用した場合、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理する（カルテに貼付等）。

疑義解釈資料の送付について（その62）（事務連絡令和5年12月18日）

（問２）区分番号「M015-2」CAD/CAM 冠について、CAD/CAM 冠用材料（V）を大臼歯に対して使用した場合、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象となるか。

（ 答 ）対象となる。ただし、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対して、CAD/CAM 冠用材料（V）を大臼歯に対して使用した場合は区分番号「M000-2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の留意事項通知（４）のロの通り、対象とならない。

（問３）区分番号「M015-2」CAD/CAM 冠について、CAD/CAM 冠用材料（V）を使用する場合、現在、保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できるか。また、区分番号「M005」装着の注１の内面処理加算１は算定できるか。

（ 答 ）保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できる。なお、装着に際しては、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を確実に行った上で、接着性レジンセメントを用いること。その際、区分番号「M005」装着の注１の内面処理加算１は算定可能である。